しんとつかわ

議会だより

No.108
2026.2

HOKKAIDO SHINTOTSUKAWA TOWN

1月17日　かたるベサロン

特集 町民から見える議会の姿 …… 2

● 定例会・臨時会レポート
審議結果報告 …… 6
● 委員会トピックス …… 9
● 情報発信 …… 12
まちかどインタビュー
議会ミニニュース　ほか

特集

町民から見える議会の姿

議会に関する町民アンケート結果

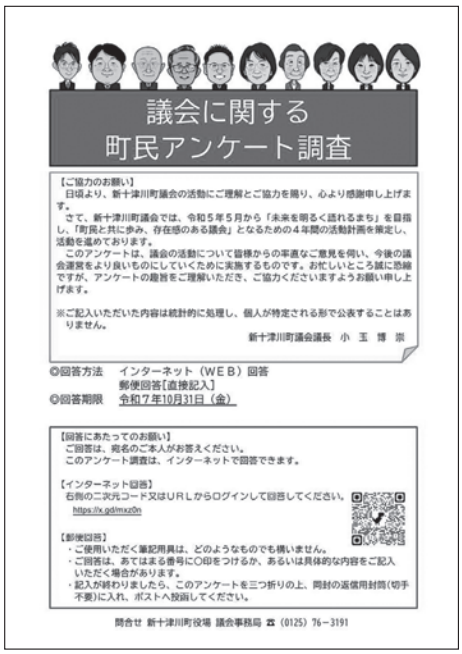

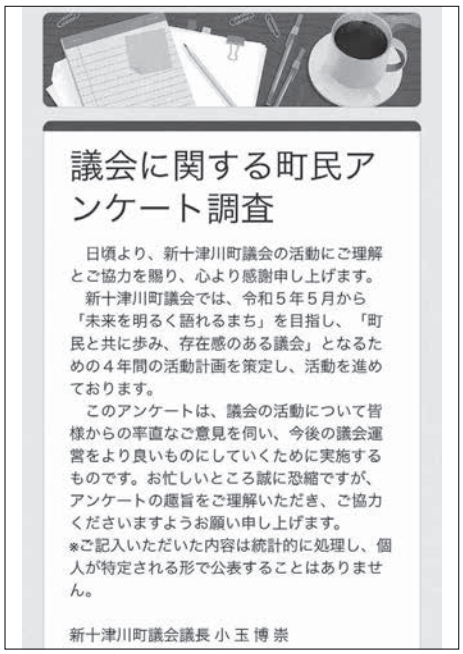

今後の議会運営や議会活動をより良いものにしていくため、令和7年10月に、600人の町民を対象にした「議会に関する町民アンケート」を実施しました。ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

今号では、アンケート結果と分析の報告並びにいただいた疑問などへの回答を紹介いたします。なお、アンケート結果の分析には、Microsoft社の生成AI「Copilot」を活用しています。

○アンケート実施の背景

新十津川町議会では、令和5年5月に策定した「議会活動基本計画」を基盤として活動を進めています。今回のアンケートは、議会活動に対する住民の認知度や評価、ご意見を幅広く収集し、住民の皆さまのニーズを的確に把握することで、「住民主体の議会活動」へのさらなる改善を目指すために実施しました。

実施期間		10月14日頃～10月31日
送付先数		600件
選出方法		議員や役場職員以外の町民から抽出
回答総数		222件（うちWEB96件）
回収率		37%
年代別	・18～29歳	・26件（11.7%）
	・30歳台	・37件（16.7%）
	・40歳台	・38件（17.1%）
	・50歳台	・44件（19.8%）
	・60歳台	・44件（19.8%）
	・70～75歳	・28件（12.7%）
	・未回答	・5件（2.3%）

アンケート結果の分析（抜粋）

○18～29歳

・議会活動への関心が比較的低く、「よくわからない」「身近に感じない」という自由記述が多い。

・議会だよりは「時々読む」「興味のある部分のみ読む」など部分的な利用が目立つ。

・参加経験や参加意欲は低めで、理由として「知らなかった」「都合が合わない」「興味がない」などが多い。

○30～59歳

・「仕事や家庭の都合で参加できない」「議会だよりは時々読む」など、生活スタイルに関連した回答が多い。

・議会活動への関心は「ある程度関心がある」「どちらともいえない」が多く、積極的な参加は少ないが、情報発信や意見交換の場には一定の期待がある。

○60歳以上

・「議会だより」の閲読率が高く、「毎回読む」「有意義である」との評価が多い。

・議会活動を評価する声がある一方、専門用語や内容が分かりにくいとの指摘もある。

・参加意欲はやや低めだが、「住民のために活動してほしい」「安心して暮らせる町にしてほしい」など、町政への期待が強い。

Q2 あなたは、現在の新十津川町議会の活動に関心はありますか？（1つを選択）

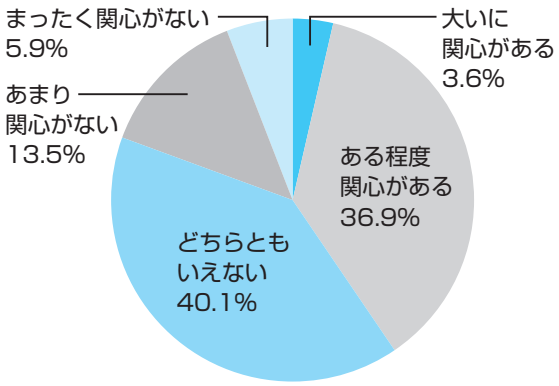

若年層ほど「関心がない」や「わからない」といった回答が多く、年齢が上がるほど「ある程度関心がある」や「大いに関心がある」といった回答が増加しました。関心がない理由としては、「自分の生活でいっぱいだから」、「生活に不満がないから」という声がある一方で、「議会活動に触れる機会がない」、「何をやっているかわからない」という理由もありました。

中には、「自分に関わることがない」という声もあり、啓発活動が必要だと感じます。

Q7 あなたは、議会に対して意見や要望がある場合、どのような方法で伝えたいですか？（複数選択）

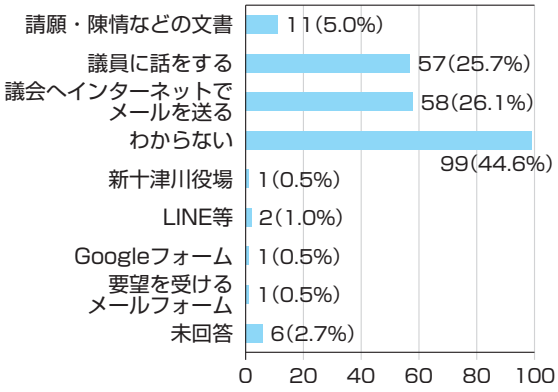

若年層・中年層は「インターネット」「LINE」「SNS」などデジタル手段を希望する傾向にありました。一方、高齢層は「直接話す」や「紙の意見箱」など従来型を重視した回答でした。

ただし、全年齢層で「わからない」という回答も多くあり、特に60歳以上で7割以上の回答がありました。伝達手段の周知不足や、議員との距離感を感じている町民も多いのだとわかります。

伝達手段の案内や、議員・議会へのアクセスのしやすさ向上が今後の課題だと考えます。

Q17 議会は、町の将来を見据えた政策の提言（まちづくりに関する提案など）を行っていると思いますか？（1つを選択）

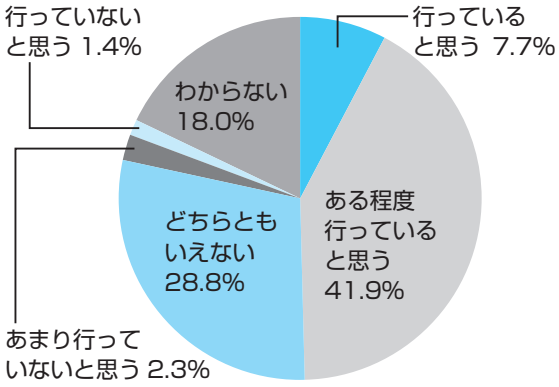

肯定的な回答の方は一定数おり、「議会だより」やSNSなどで議会の活動を知っている人が多い傾向がありました。

否定的、消極的な回答の方からは、「議会活動が見えない」「町民の声が反映されていない」「議員報酬目当てに見える」など、情報不足や不信感、実感のなさが主な理由として挙げられていました。「まちづくり勉強会などの取り組みは評価するが、もっと若い世代の意見も取り入れてほしい」といった意見もありました。

町民参加、参画の機会拡大が今後の課題であり、特に若い世代や関心が薄い層へのアプローチが必要と考えます。

Q20 あなたは、「議会だより」を読んでいますか？（1つを選択）

※議会だよりは、年に4回、「広報しんとつかわ」と併せて配布しています。

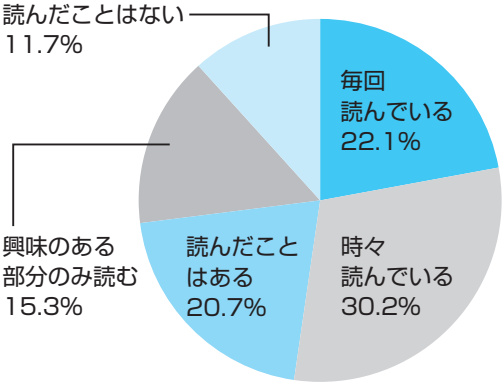

「毎回読んでいる」「時々読んでいる」と答える方が比較的多く、一定数の町民が議会だよりを情報源として活用していました。一方で「興味のある部分のみ読む」「読んだことはない」といった消極的な回答も目立ちました。

特に18歳～29歳や議会活動への関心が低い方々では「読んだことはない」「どこで見るのかわからない」といった声も見られます。

内容については、「有意義である」という意見が多いものの、「写真や図、グラフを増やして見やすくしてほしい」「専門用語を減らしてほしい」など、改善要望も多くありました。

Q30 もしあなたが議員に立候補すると考えたときに障害になると思うことは何ですか？（複数選択）

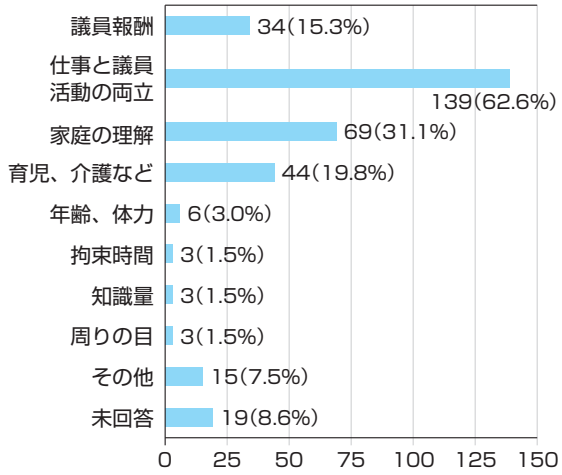

「生活とのバランスに関するもの」が障害として最も多く考えられていると分かります。また、経済的な不安も大きな障害と認識されていました。地域社会の目も障害として認識されていました。

これらの障害（不安）を可能な限り取り除くことができるよう、今期の議会において、「議会のあり方」を見直していく必要があります。

アンケートの自由意見では、「議員報酬を減額すべき」「議員は町のために無償で働くべき」といったご意見もいただきました。これらは誰かが声を上げてくださらなければ、なかなか議論にならないことでした。言いにくいことを回答していただき、ありがとうございました。

議員の仕事は、議会で議論したり、皆さんの声を聞いたり、現場を視察したりと、時間も労力も多く使っています。このような状況の中でも、さまざまな立場の方が安心して議員活動に専念できるよう、経済的な不安なく働ける環境を整えることが大切だと考えています。議員の報酬も、その仕事の重みに見合った額で、皆さんに分かりやすく開示することがとても重要だと考えています。そうすることで幅広い方々が議員に挑戦できるようになり、皆さんの暮らしに寄り添った、より良い町政が実現すると考えます。

したがって、「この人になら議員報酬を払っても構わない」という方をぜひ議員に推薦、担いでいただき、皆さんの力で、皆さんの納得がいく議会を作っていくことが大切と思います。

もちろん、私たち現職議員も皆さんに納得していただけるよう、引き続き精一杯努力していきます。

その1つの手段として、今後、議員報酬や議員定数について、今期議会の考えを示すことになります。2月にワークショップを開催し、住民の皆さまと一緒に議論したうえで、3月中に議会としての考えを決定し、次回（令和8年5月）の議会だよりなどで公表する予定です。

ぜひ私たち議会と一緒に、次の議会と町の未来のことを考えましょう。引き続きよろしくお願いいたします。

ワークショップ「議員定数」を考えよう！

令和9年5月からの新十津川町議会の議員定数について、私たちと一緒に考えましょう。今回は「公開討論会」のようなイメージで行います。

皆さまの声を聴きながら、「新十津川町議会」としての結論を作っていきます。より多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

準備の都合により、事前申し込みをお願いいたします。

日時　2月28日㈯　13時30分～16時まで

会場　総合健康福祉センター　ゆめりあ

内容　新十津川町の議員定数について

申込方法　次の二次元コードか、電話で申し込みください。

申込先　新十津川町議会事務局　TEL 76・3191

～いただいたご意見と回答～

たくさんのご意見ありがとうございました。一部ですが、紙面にて回答させていただきます。なお、町の政策に関するご意見は載せていませんが議員個々で確認していますのでご了承願います。

Q 「SNSやLINEなどデジタルツールでの情報発信を増やしてほしい」、「議会公式YouTubeやInstagram、LINEでの発信があれば見たい」

新十津川町議会はInstagramとFacebookで活動を発信しています。また、YouTubeでは、本会議の議案説明と一般質問を試験的に期間限定で配信しているほか、常任委員会の報告動画を発信しています。ぜひご覧いただき、ご意見や、どんな発信をしたらわかりやすいかなどを教えてください。

なお、LINEにつきましては、新十津川町公式LINEを友達追加していただき、受信設定の「欲しい情報」の中から「全て」または「議会」を選択していただきますと、議会の情報を受け取ることができます。ぜひお試しください。 **A**

Q 「意見箱の設置場所が少ない」、「役場のバス停にしかなく、普段行かない人にはなじみがない。」

過去には町内郵便局に意見箱を設置したこともありました。

設置場所の拡大について検討いたします。 **A**

Q 仕事や家庭の都合で議会の活動に参加できない。

より多くの皆さまに参加いただけるよう、開催日時の拡大や、実施方法の拡充を検討いたします。アイディアをお持ちでしたらぜひ教えてください。 **A**

Q 二次元コードやGoogleフォームで意見箱を設置してほしい

2024年５月からGoogleフォームで「議会ほっとライン」という意見箱の仕組みを取り入れています。詳しくは９ページをご覧ください。 **A**

Q 私のように仕事や育児を理由にして自分から町議の情報を得ようとしない人にも届くように、または興味が持てるようにして欲しい。

さまざまな事情で議会の情報を自ら取りに行くことが難しい方にも情報が届くような仕組みや、議会への関心を高めるための取組みを工夫してまいります。このテーマでワークショップをやってみるのも手かなと思います。 **A**

Q 議員活動を続けていると、議会での質問や要望がある程度出尽くしてしまうこともあると思いますが、町民のためにチェック機能を尽くしてください。

いただいた言葉をしっかりと胸に刻み、チェック機能を尽くしてまいります。 **A**

Q 議会の活動が非常に活発であり、町民（住民）との距離がとても近いなと感じております。しかしながら、実際、議員が日々どのような活動をしていて、どのように町へ活かされているのか明確でないのが残念なところだと思います。もっと議員さんの活動が反映されて、より一層、住民との話し合いや関わりを通してまちづくりしてもらえたらいいなと思います。若い層は、どの人が議員なのかわかっていない方々もいるかと思うので、もっと認知できたら距離も近くなるのかと思います。

議会だよりは、議会としての活動を報告するものと考え、議員個人の活動などについては意識して掲載していませんでした。これは、議員個人の意見が、議会全体の考えであると誤解を招く恐れがあるためです。それぞれの議員が、それぞれの取組みを通して、住民の皆さまにもっと認知していただけるよう、取り組む必要があると気づかされました。 **A**

Q 「もっと子どもの声を聞く時間というのがあれば良いと思います。子どもの目線に立ってみないと分からないことも多いかと思います。」、「先のことをよく考えて。10年後、20年後の町をどのようにしていくのか考えて。」、「身近な困り事から分かりやすく解決して町内全体を巻き込むような興味深い取組みを行って貰いたい。」、「町民の小さな意見や要望にも耳を傾け真摯に対応して頂きたく思います。」

議会活動に対し、さまざまなご提案をいただき、ありがとうございました。ご指摘いただいた内容を留意して取り組んでまいります。 **A**

審議結果報告

●令和７年第４回定例会：報告３件、条例の制定３件、条例の一部改正５件、令和７年度会計補正予算２件、発議１件の計14件
●令和７年第３回臨時会：議員発議１件、議案２件

番号	件名	結果
令和７年第４回定例会	令和７年12月10日～12日に開催	
報告		
第８号	専決処分の報告について（文京西４線外舗装改修工事の契約金額の変更）	報 告 済
第９号	専決処分の報告について（菊水団地内道路改築工事の契約金額の変更）	報 告 済
第10号	専決処分の報告について（橋本１条通り外整備事業橋本１条通り外道路改築工事の契約金額の変更）	報 告 済
条例の制定、一部改正	新たに町で行う取組やルールを決めたり、既存のルールや取組を変更すること	
第48号	新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について	原案可決
第49号	新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第50号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第51号	新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第52号	新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について	原案可決
第53号	新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について	原案可決
第54号	新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第55号	新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
令和７年度補正予算	３月議会で予算が成立した後、国の補助金等の変動や、緊急・やむを得ない場合などに予算の追加や変更を行うこと	
第56号	令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第３号）	原案可決
第57号	令和７年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	原案可決
意見書の提出	議会が地域の課題解決や改善について、国会や関係省庁に意思表示や要望をするために文書にまとめて提出すること	
発議第５号	食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書	原案可決
令和７年第３回臨時会	令和７年12月26日に開催	
発議第６号	新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第58号	新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第59号	令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第４号）	原案可決

◆令和７年12月10日～12日　令和７年第４回定例会

専決処分の報告（契約金額の変更）

●報告第８号　契約の目的：文京西４線外舗装改修工事
増　減　額：92万４千円の増
変更後の額：１億1972万４千円
変更の理由：歩道舗装面積、縁石延長、産廃処理量の確定による請負額の変更のため

●報告第９号　契約の目的：菊水団地内道路改築工事
増　減　額：168万３千円の増
変更後の額：7175万３千円
変更の理由：民地境界の縁石工事および産廃処理量の確定による請負額の変更のため

●報告第10号　契約の目的：橋本１条通り外整備事業橋本１条通り外道路改築工事
増　減　額：18万７千円の増
変更後の額　7740万７千円
変更の理由：産業廃棄物の運搬処理量の確定による請負額の変更のため

議案第48号　新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について

低所得の高齢者世帯、障がい者世帯およびひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成するため、１世帯あたり１万２千円分のとくとっぷカードポイントを１回交付

議案第49号　新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

令和８年４月から実施される「こども誰でも通園制度」の基準を定める条例を制定した。この制度は、親の就労状況に関わらず、すべての未就園児に保育施設を利用する機会を提供するもの。当町は認定こども園で実施予定

注目!!

Q：第20条に、苦情等の受付窓口は認定こども園で設置するとあるが、町として苦情等を把握して運営の向上等に反映させる方法は。

A：認定こども園に苦情等が来た場合は町に情報を提供していただくように考えている。また、町へ認定こども園の苦情等が来た場合も適切に対応していただくよう、注意、指導していく。

議案第52号　新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

令和７年10月28日開催の第27回新十津川町農業委員会総会の決定に基づき、農業委員の定数を「17人以内」から「16人」に改める。

議案第53号　新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について

新十津川町地域公共交通の運行を担う町内事業者が運賃を引き上げることに伴い、同一区間を運行するスクールバス混乗便も同一になるよう改める。

	現在の運賃	改定後の運賃
普通乗車券（１回あたり）	100円（小学生以下50円）	120円（小学生以下60円）
定期乗車券（１か月あたり）	3600円	4320円

施行：令和８年４月１日

議案第54号　新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

サンヒルズ・サライの使用料の上限額を引き上げ、事業者が状況に応じて柔軟に料金設定することを可能にするための改正。（近郊のホテル22件を参考に設定）

	現在の上限額	改定後の上限額
小学生以下	6600円	20000円
中学生以上	9900円	30000円

※宿泊室１人１泊料金（食事なし）
施行：令和８年４月１日

議案第55号　新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ヴィラトップの使用料の上限額を引き上げ、事業者が状況に応じて柔軟に料金設定することを可能にするための改正。
（近郊のコテージ８件を参考に設定）

	現在の上限額	改定後の上限額
ライティングハウス	宿泊：66,000円　日帰り：33,000円	宿泊：100,000円　日帰り：50,000円
コテージ	宿泊：44,000円　日帰り：22,000円	宿泊：　66,000円　日帰り：33,000円

※１棟１泊料金（日帰りは半額）
施行：令和８年４月１日

議案第56号　令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第３号）

歳入歳出にそれぞれ2808万９千円を追加し、総額を83億6418万８千円とする。
＜主な補正内容＞
●冬期生活支援事業　220万７千円：180世帯へ１万２千円分のとくとっぷポイントを交付
●スマート農業等導入サポート緊急対策事業　955万４千円：令和７年10月に国の補助事業に１件（汎用コンバイン）が採択されたもの
●有害鳥獣駆除対策事業　69万１千円：緊急銃猟実施に向けトランシーバーや熊撃退スプレー、記録用ビデオカメラ等を購入
●防災無線管理事業　553万３千円：Ｊアラートの現行システムが令和８年度末で終了することに伴う新型機器への更新費用

議案第57号　令和７年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

歳入歳出にそれぞれ112万９千円を追加し、総額を１億3779万５千円とする。
令和８年度から始まる「子ども・子育て支援金」徴収のためのシステム改修

注目!!

Q：令和８年４月から全ての人が、公的医療保険の保険料に上乗せされるかたちで、「子ども子育て支援金」を徴収されるが、国民健康保険のシステム改修は行わないのか。
A：国民健康保険は国のシステム公開が令和８年３月頃、改修は令和８年４～５月になる見込みのため、令和８年度予算で対応する。

発議第５号　食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

生産資材の高騰や異常気象、鳥獣被害の増加が農業経営を圧迫する中、食料安全保障の確立に向け以下を強く要望する。
１．国内自給を基本とした生産体制と農地基盤を強化し、必要かつ十分な農業予算を確保すること。
２．国際情勢や貿易協定による影響を回避するため、関連する国内対策予算を継続的に措置すること。
３．温暖化に対応した品種開発や、クマ・シカ等の捕獲体制の強化、ハンター育成の推進を図ること。
提出先：内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

◆令和７年12月26日　令和７年度第３回臨時会

発議第６号　新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和７年８月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。
（議員の期末手当は令和４年第４回臨時会における改正から人事院勧告と同率にしており、独自に増減する理由や根拠がないことから、協議の結果、今回も同率にした。）

議案第58号　新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

令和７年８月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長および教育長並びに職員の給与等を改定する。
○町長、副町長および教育長の期末手当の支給月数を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。
○職員の給料月額について引き上げ改定（高卒者初任給で１万2300円の引き上げ等）を行うとともに、職員の期末勤勉手当の支給月数を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。

議案第59号　令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第４号）

歳入歳出にそれぞれ4707万４千円を追加し、総額84億1126万２千円とする。
＜主な補正内容＞
●議会議員人件費　11万７千円
●職員人件費　2332万４千円
●物価高対応子育て応援手当支給事業　1862万４千円
子ども１人当たり２万円の支給で、対象人数は令和８年３月31日生までを含む920人の見込み

広報広聴常任委員会

あなたの声を、議会へ。― 議会ほっとライン（オンライン意見箱）のご案内 ―

町議会では、町民の皆さんの声をより身近に、より気軽に届けていただくため、
「議会ほっとライン（オンライン意見箱）」を設けています。

議会アンケートでは、「存在を知らない」「どこに意見を届ければよいか分からない」
といった声も多く寄せられました。

この議会ほっとラインは、24時間いつでも、ご都合のよいタイミングで
スマートフォンやパソコンからご意見を送ることができます。

こちらの二次元コードから投稿できますので、ぜひご利用ください。
メールアドレスを記入していただいた場合、後日、担当議員からメールで詳しい状況を伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

＜その他のご意見を届ける方法＞

・紙　　面→役場１階バス待合所にご意見箱を設置しています。

・出　張　型→「出張型かたるべサロン」
議員が皆さまのもとに伺います。議会事務局か最寄りの議員へご連絡ください。

○定例会の一部の映像の試験配信を継続中！　YouTubeでご視聴いただけます。
配信期間：令和８年３月９日まで
配信内容：令和７年第４回定例会の議案説明
視聴方法：右の二次元コードや、以下のＵＲＬからご覧いただけます。
（ＵＲＬ）・議案説明→https://youtu.be/e-vggKzfvwY

総務民生常任委員会

「こども誰でも通園制度」の実施にむけて

読み込むことで、各種動画のインターネットの所定のページにアクセスすることができます。

常任委員会（11月25日開催）

報告事項①　「こども誰でも通園制度について」

保健福祉課からの報告で、令和８年度から全国の自治体で始まる「こども誰でも通園制度」についての報告があった。

この制度は現行の幼児教育や保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者に利用する理由（就労要件）を問わず児童を保育所などの施設に通わせることができる新たな仕組みである。既存の「一時預かり事業」と似た制度だが、保護者の就労要件を問わず、子どもに「成長発達の機会を与えるために利用してもらい、子どもが保育者や同年代の子との関係性を構築し、徐々に利用する場所に慣れてもらう「通園させる」制度である。

「子どもの育ち応援」「不安・孤立感解消」「育児負担の軽減」などが今後期待される制度である。

本町における概要

対象児童～「新十津川町に住民登録がある」「利用日時点で生後６か月から満２歳である」「現在、保育所等の施設に在籍していない」

実施場所～認定こども園新十津川幼稚園にて実施予定

利用可能な時間～児童１人につき月10時間まで

利用料金～１時間当たり300円を保護者が実施場所に支払う

対象者数～０歳児35人、１歳児17人、２歳児８人の計60人（令和７年７月現在）

＊利用料金は「生活保護・非課税世帯」に減免がある。

＊国では保育所や児童発達支援センター等での実施を想定している。

報告事項②　「防災の取組状況について」

総務課から令和７年８月に行われた総合防災訓練や10月に開催されたマイ・タイムライン研修会を中心に本町における防災への取組状況について報告があった。令和７年８月24日に開催された総合防災訓練については計364名の参加で、各種訓練や自衛隊による炊き出し訓練なども行われたことが報告され、令和７年10月26日に開催されたマイ・タイムライン研修会については計77名の参加があり、大雨や台風などの災害に備え、個々が時系列で準備・判断が行えるための行動計画（マイ・タイムライン）を作成する研修が行われたことが報告された。

また、総合防災訓練ならびにマイ・タイムライン研修は、地域の防災意識の向上へと繋がっていく上で重要な取り組みであることから、町としても行政区などの「自主防災組織」の訓練などへの支援を行っていくことが報告された。また、施設や備蓄資材の整備として「ＬＥＤバルーン照明の購入」を２台、「使い捨てトイレの購入」として令和７年度分として4500回分（令和９年度までに12500回分を整備予定）、２次避難所であるみらいえの非常電源受電設備の整備が11月30日で工事完了であることも報告された。議会としても、町民の皆様個々の防災意識の向上が図られ、防災への取り組みが広く浸透していくよう町側と連携していきたい。

＜Topic＞

このほか、保健福祉課からは「冬期生活支援事業について」、総務課からは「ドローンプロジェクトの進捗状況について」「地域公共交通の運賃改定について」が報告されました。この中の「ドローンプロジェクトの進捗状況について」は、今後のプロジェクトの自走化に向けて、町としてどのような対応を行うのか、ドローンプロジェクトが町にもたらす効果などについても我々議会側も注視していきます。

経 済 文 教 常 任 委 員 会

ヒグマ対策に注目！緊急銃猟制度への対応

二次元コードを
視聴や、ＳＮＳ、
ジに、簡単にア

常任委員会（11月27日開催）

報告事項①　「ヒグマ対策について」

町内では令和４年度以降、市街地でもヒグマの出没が頻発しており、水稲の食害や踏み荒らしなどの農業被害も報告されている。捕獲数は令和５年４月から令和７年11月までで42頭となった。

町のヒグマ対策は、ヒグマが森林から市街地へ侵入するルート上にある農地付近に、例年５月から11月頃まで４基の箱ワナを常設しているほか、市街地に入る手前の徳富川や石狩川にヒグマが嫌がる音を出すクマよけ装置を設置している。個体数を減らすため、北海道ヒグマ管理計画に基づき、箱ワナによる捕獲を推進していく。

令和７年９月１日から「緊急銃猟制度」が創設された。銃猟の必要性や緊急性などの条件を満たしたうえで、通行制限範囲や射撃方向などの計画を決定する必要があるが、この決定には、ヒグマが同じ場所に留まり続ける必要があり、直ちに実施できるものではない。

緊急銃猟実施に向けて（第４回定例会で補正予算提出）

総額69万１千円

財源「ヒグマ対策事業補助金」51万７千円

・トランシーバー、熊撃退スプレー　各５式

・記録用カメラ、ポリカーボネート製盾　各３式

※このほか、緊急銃猟マニュアルの作成や机上訓練を行う。

報告事項②　「令和７年度除排雪計画について」

新たに保育園裏の道を除雪する必要ができたため、除雪路線、排雪路線を昨年度より40m延長している。

除雪作業は午前７時30分に終了予定としているが、昨年度から除雪機械を増台したことで30分程度早まる見込みとなっている。

除雪連絡協議会は令和７年10月29日に正式に設立した。今シーズンは、除雪マナー向上のための啓発チラシを12月に全戸配布するほか、町広報で３号にわたって特集を掲載する。また、青葉区の一部の民有空き地を試験的に堆雪場所として活用することにした。今回の試験的活用でオペレーターの負担が減るなどの効果が確認できれば、ほかの行政区にも拡大する考えである。

報告事項③　「プレミアムポイント販売状況について」

町内の消費活動促進による経済活性化と、物価高騰の影響を受けている町民への支援を目的に実施された「プレミアムポイント」の販売実績の報告。

販売は４回行われ、特に４回目では既に２口購入した町民も再度購入可能とした。

・とくとっぷカードを所有する町民　5351人
（令和７年３月末時点）

・プレミアムポイントを１口以上購入した人　3006人
（所有者の約56%うち４口1566人、１口108人）

・延べ販売口数　9157口

・購入されたポイントの総額　9157万円分
（全て使用された場合、9157万円の経済効果）

＜Topic＞

ヒグマ対策の緊急銃猟については、クマが移動する度に都度、近くに本部を設置し、計画を練り直す必要があるとのことで、時間が掛かることがわかりました。スムーズな対応ができるよう猟友会や警察と体制を整えていくとのことです。

プレミアムポイントの販売終了時には、とくとっぷカード所有者が132人増えており、町内の消費活動促進の効果が期待されました。一方で物価高騰対策としては、より多くの町民に支援が届くような方法が必要ではないかと考えます。町民の皆さんはどのように考えますか。ぜひ声を聞かせてください。

広報「しんとつかわ」2月号付録
しんとつかわ　議会だより　第108号

まちかどインタビュー

このコーナーは、議員がまちの人をご紹介するコーナーです。

今回は、三師がインタビューさせていただきます。

今回ご紹介する方は…

熊谷（くまがい）　朋子（ともこ）さんです。

町が学校司書の配置を開始した当初から10年間、一貫して小中学校の図書室に勤務。教員経験と司書資格を併せ持ち、本町の子どもたちの読書環境をゼロから支え続けてきた、新十津川の学校図書館に欠かせない存在です。

Q 司書を志したきっかけを教えてください。

A 原点は幼少期、近所にできた図書館の空間そのものを好きになったことです。その後、短大で司書補助として働く中で専門知識の必要性を感じ、資格を取得しました。本を読むこと以上に図書館という場所が大好きなんです。

Q 学校司書としてのやりがいや魅力について教えてください。

A 教員経験を活かし、専門的な指導をしながら生徒の成長を間近で実感できる点が魅力です。「保護者以上、先生未満」という、保護者より客観的で、教員より気軽に話せるという独自の立ち位置で、本を通じて子どもたちの心に寄り添えることに大きなやりがいを感じます。

Q 議会へのご意見やご感想があれば教えてください。

A 行事などの特別な日だけではなく、子どもたちが過ごす「普段の様子」を見てほしいです。新しい施策よりも、まずは今ある生活環境の改善を。冷房の整備や備品の充足など、当たり前の日常をより良くすることに力を注いでほしいです。

インタビューを終えて…

小中学校で専門的な支援を受けられる環境は町の宝です。教員経験を活かしたきめ細かな指導は心強く、本を探す子に寄り添う姿に、理想的な教育現場だと感じました。今後も「保護者以上、先生未満」の立場で、子どもたちを支え続けてほしいと願っています。

議会ミニニュース

チャリティーカラオケに出演しました

昨年の12月7日、ゆめりあで町議会代表として、（写真右から）大畠議員・加藤議員・工藤議員の3人が「友よ～これからもずっと…」を雪だるま、トナカイ、サンタに扮して歌いました。他の議員も手振りを交えて応援しました。

インフォメーション information

●議会の開催予定

◎令和８年第１回定例会：3月10日（火）から18日（水）まで　※10：00開会
※一般質問は12日（木）を予定
※正式な日程につきましては、議会事務局へお問い合わせください。
また、休会となる日があります。

過去の議会だよりや会議録を確認できます!

新十津川町ホームページ（町議会部分）
http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/hotnews/category/212.html

活動内容をタイムリーにお知らせします!

新十津川町議会 facebook
http://www.facebook.com/shintotsukawa.gikai/

新十津川町議会 Instagram
https://instagram.com/shintotsukawagikai?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ==

発行／新十津川町議会　編集／議会広報広聴常任委員会　電話／（0125）76：3191　FAX／（0125）76：2785